

# 強化指定選手ランキング規定

	ランキング	指定条件	指定方法と指定時期
シニア	特Aクラス指定	太極拳、南拳、長拳の国際競技種目で、アジア選手権大会、世界選手権大会等の日本代表選手となった者	「シニア国際競技大会派遣選手選考の規程と基準」に則り、日本代表選手に指定されて確定。 当該国際大会終了後はAクラスになる。
	Aクラス指定	太極拳、南拳、長拳の国際競技種目で、アジア選手権大会、世界選手権大会等の日本代表選手となり、当該国際大会を終了した者	日本代表選手が当該国際大会終了後にAクラスになる。次年度の日本代表選手が決定するまで継続し、BまたはCに戻る。
	Bクラス指定	選手強化委員会が実施する春季強化合宿の参加指定を受けた者で、さらに冬季強化合宿の参加指定を受けた者	ポイント制を基準に選手強化委員会が冬季強化合宿の参加選手を指名することで、確定
	Cクラス指定	選手強化委員会が指名して、日本連盟トレーニングセンターまたは大阪トレーニングセンターで行われる強化訓練を受けることができる者	選手強化委員会が行う点検に合格することで、確定 ※Cクラスに2年以上留まっている競技者は次年度に指定解除
ジュニア	ジュニア特Aクラス指定	太極拳、南拳、長拳のジュニア国際競技種目で、アジアジュニア選手権大会、世界ジュニア選手権大会等の日本代表選手となった者	「ジュニア国際競技大会派遣選手選考の規程と基準」に則り、日本代表選手に指定されて確定。 当該国際大会終了後はAクラスになる。
	ジュニアAクラス指定	太極拳、南拳、長拳のジュニア国際競技種目で、アジアジュニア選手権大会、世界ジュニア選手権大会等の日本代表選手となり、当該国際大会を終了した者	日本代表選手が当該国際大会終了後にAクラスになる。次年度の日本代表選手が決定するまで継続し、Bに戻る。
	Bクラス指定	選手強化委員会が指名して、日本連盟トレーニングセンターまたは大阪トレーニングセンターで行われるジュニア強化訓練を受けることができる者	JOCジュニアオリンピックカップ大会、または8ブロックジュニア大会の結果により、強化委員会から強化指定を受けた者

# および強化助成費規定一覧表

2025年3月7日 第133回理事会承認

日本連盟費用負担範囲	費用負担条件	選手個人負担
<p>1. 中国における強化訓練の渡航費用、滞在費、訓練費用等の全額</p> <p>2. 当該国際大会の開催までに、東京・日本連盟トレーニングセンターまたは大阪トレーニングセンターで行われる強化訓練を受ける際の、国内往復交通費および訓練費用。</p> <p>3. 「代表選手合宿」を実施する際の、参加費用全額</p> <p>4. 毎月4万円の強化助成金を、代表決定月から当該国際大会終了月もしくは大会4ヶ月前の期間のうち短い期間の間支給する。※重複した場合は期間のみ延長する</p>	<p>1. は指定確定後、当該国際大会終了まで有効。対象期間は合計で14日間以内。なお、海外訓練渡航助成費申請書(特A)の承認により決定。</p> <p>2. は当該年度内に6回以内。助成対象費用の合計額10万円まで。但し、選手強化委員会と強化担当コーチの承認が必要(国内交通助成費申請書による申請)。<b>①土曜と日曜の連続する日程で、強化訓練に参加できる場合に限る②東は関東圏外、西は近畿圏外に限る</b></p> <p>4. は、毎月末に送金する。但し「特A」選手としての活動を停止した場合は支給を停止する。複数大会で指定を受けた場合の支給は重複しない。</p>	<p>対象外の滞在費、訓練費用等</p>
<p>1. 選手強化委員会が実施する春季強化合宿および冬季強化合宿の参加費用の全額</p> <p>2. 強化訓練を受ける際の往復交通費用(実費)および訓練費用</p>	<p>2. は上記同様とする。但し、特Aクラスとしての助成申請が10万円もしくは6回を超えている場合にはAクラスでの補助申請は行えない。</p>	<p>2. の食費・滞在費</p>
<p>1. 選手強化委員会が実施する春季強化合宿および冬季強化合宿の参加費用の全額</p> <p>2. 強化訓練を受ける際の訓練費用</p>		<p>2. の食費・滞在費</p>
<p>強化訓練を受ける際の訓練費用</p>		<p>食費・滞在費等</p>
<p>強化訓練を受ける際の訓練費用</p>		<p>食費、滞在費等</p>
<p>強化訓練を受ける際の訓練費用</p>		<p>食費、滞在費等</p>
<p>強化訓練を受ける際の訓練費用</p>		<p>食費、滞在費等</p>

2025年4月1日から実施